

新座市グリーンサポーター設置要綱

(平成14年1月11日 市長決裁)

(平成21年3月26日 市長決裁)

(平成23年3月31日 市長決裁)

(平成29年12月25日 市長決裁)

(令和4年3月30日 市長決裁)

(設置)

第1条 先人たちが築き上げてきた「木もれ日がさす美しい雑木林」を守り、育てるため、ボランティアによる新座市グリーンサポーター(以下「サポーター」という。)を置く。

(役割)

第2条 サポーターは、前条の設置目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 市内雑木林の維持管理活動
- (2) 維持管理業務に付随した活動
- (3) その他目的達成に必要な啓発、PR活動
- (4) サポーター活動のための研修等

(委嘱)

第3条 サポーターは、設置の目的に賛同し、自ら応募しボランティアとして活動する意欲がある者を市長が委嘱する。

(任期)

第4条 サポーターの任期は、2年とする。ただし、他のサポーターの任期中に委嘱された者の任期は、当該他のサポーターの残任期間とする。

2 サポーターは、再任されることができる。

(会議)

第5条 まちづくり未来部長は、必要に応じサポーターによる会議を開催するものとする。

(庶務)

第6条 サポーターに関する庶務は、まちづくり未来部みどりと公園課において処

理する。

附 則

この要綱は、平成14年1月20日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。